

京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1

京都土木株式会社
代表取締役 徳山 正夫 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、京都府知事から監督処分及び指示処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和6年9月15日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和6年5月16日～令和6年9月15日（4ヵ月）

2 指名停止の理由

京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和4年3月31日審査基準日）を複数の公共工事の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことが分かったことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたこれらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。